

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

区市町村名	R4 接種率 (%)	令和4年度実績を受けての課題・要因	課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績	令和5年度取組(予定含む)	取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5取組状況
千代田区	97.1	4.その他情報発信の時期・回数	勤奨の実施時期について間隔が空いてしまい、定期的な実施ができなかった	2.個別通知の内容の見直し	年3回未接種者に対して接種勧奨の個別通知ハガキを送付した。ハガキのデザインを例年と比べて目立つ配色で作成した。
				4.その他情報発信の時期・回数の見直し	年3回未接種者に対して接種勧奨の個別通知を送付した。区立小学校の新入生説明会にて、新たなデザインの注意喚起チラシを配布した。
				6.その他情報発信の手段の見直し	子育てアプリや区広報のみならず、区公式SNS(ツイッター・LINE・フェイスブック)を通じて接種漏れがないよう注意喚起を実施した。
中央区	95.5	8.国内の区市町村からの転入者への取組	接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付している。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供	接種履歴がない対象者すべてに予診票を送付している。
		9.海外出生者の転入時の取組	接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付している。	9.海外出生者の転入時の情報提供	接種履歴がない対象者すべてに予診票を送付している。
港区	81.3	1.個別通知の時期・回数	小学校就学前年の4月に予診票とお知らせを送付しています。該当年齢に達している転入者の場合は申込制のため、転入時の周知が今後の課題です。		妊娠出産時にお渡しする「港区妊娠子育て情報ファイル」に、みなと母子手帳アプリのチラシの入れられています。さらに、窓口でも積極的にアプリの登録をお願いします。令和5年12月19日現在15,894人の方にご登録をいただいています。
		6.その他情報発信の手段	みなと母子手帳アプリを使っている保護者には、忘れないように通知が届きます。アプリの普及率の向上が今後の課題です。		・妊娠出産時にお渡しする「港区妊娠子育て情報ファイル」に、みなと母子手帳アプリのチラシの入れられています。さらに、窓口でも積極的にアプリの登録をお願いします。令和5年12月19日現在15,894人の方にご登録をいただいています。 ・11月に、保育園・幼稚園を対象に、予防接種勧奨のチラシを送付するだけでなく、保育園等で連絡帳等の代わりに使用しているアプリでも配信していただけるよう依頼しました。
新宿区	91.3	5.その他情報発信の内容	外国籍の区民の場合、日本人と比べ、接種率が低下している傾向が見られるため、外国語による適切な情報発信が必要	11.その他 (従前の取り組みは継続。改善措置は未定)	令和6年2月に予防接種の勧奨を実施予定(区内の街頭大型ビジョン等での情報提供を予定) 未接種者に対して、勧奨のハガキを令和6年1月に送付予定
		6.その他情報発信の手段	外国籍の区民の場合、日本人と比べ、接種率が低下している傾向が見られるため、外国語による適切な情報発信が必要		
文京区	96.0	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	明確なデータはないが、一定程度の接種控えがあると思われる。	11.その他 (取組の継続)	転入時の手続案内チラシにて、子ども定期予防接種に関する事項が掲載されている。
				11.その他 (取組の継続)	幼稚園・保育園で接種勧奨チラシを配布してもらった。
				11.その他 (取組の継続)	小学校の就学前健診の際に接種勧奨チラシを配布してもらった。
台東区	91.1	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入者については、住民記録担当課での転入手続き後に、予防接種担当の窓口に来庁するよう案内しているところではあるが、転入時における関連部署での手続きに係る時間が長時間化する等の理由により、転入手続きの流れで来庁されない者が一定数おり、転入時に接種状況の確認が取れないケースがある。	10.接種漏れ者への接種機会の提供	台東区で接種歴の確認が取れていない者のうち、新型コロナウイルス感染症流行下に接種期限を迎えた者に対して、任意接種費用助成制度の案内はがきを送付(6月末)。 備考:新型コロナウイルス感染症による接種控えをしていた者にその旨申し出いただくよう記載し、一定期間はコロナ延長を認める。 ・7月～10月分コロナ延長接種件数 昨年度0件 今年度1件 ・7月～10月分任意接種費用助成件数(1期・2期計) 昨年度2件 今年度5件
		11.その他 (何らかの理由で接種を希望しない者)	度々の個別勧奨によっても接種を受けない者が一定数おり、接種率の向上を図る上での課題となっている。		
墨田区	94.7	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入手続きを本庁舎で行った場合はワンストップで対応可能となるが、出先機関(出張所など)で手続きを行った場合には改めて区役所に来庁いただくかデジタル申請で行う形となるため予診票を受け渡すタイミングが遅れてしまう。		
		9.海外出生者の転入時の取組	母子手帳がない方には、口頭または接種記録を確認できる書類等で接種状況を把握している。海外で接種した海外製のワクチンが統計に入れることができないため、接種率低下の一因となっている。		
		10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	新型コロナまん延による接種控えにより、標準的なスケジュールで接種をすることができなかった対象者が一定程度想定される。	10.接種漏れ者への接種機会の提供	HPでの周知を行ったうえで、都の医療包括制度を活用し、問い合わせ等があった際には適宜周知及び予診票の発行を行っている。
江東区	94.4	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控えにより、年々接種率が低下している。他の定期接種ワクチンについても同様の傾向が見られる。	10.接種漏れ者への接種機会の提供	接種期間延長措置を適用した接種が一定数確認できており、施策実施による接種率向上が想定される。医療機関から延長措置にかかる問い合わせが度々あることから、医療機関においても接種促進がなされているものと考えている。
品川区	93.8	11.その他 (全般)	MR2期が未接種者である児のこれまでの接種歴を確認したところ、出生から一度もワクチンを受けていない群と途中から予防接種を受けなくなった群に大分された。予防接種に行かなくなった理由としては、ワクチン接種に対する不安や忌避、予診票の紛失、仕事等が多忙で連れて行かなかった等が考えられる。	4.その他情報発信の時期・回数の見直し	令和6年1月下旬ころに、麻しん・風しん2期未接種児の保護者あてに接種勧奨通知を送付する予定である。
		11.その他 (新型コロナウイルス流行の影響)	新型コロナウイルス6波(令和4年1月1日から3月31日)に起因する接種控えが発生し、例年接種が多い予診票発送直後の4～5月の接種件数が前年比で7割程度に留まり、その後も7波(7月1日から9月30日)等の影響により引き続き接種勧奨控えが継続したこと等により、接種率が前年度より大きく低下したと考えられる。		
目黒区	87.3	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入者については、保護者からの申し出により予診票を発行しているため、こちらからプッシュ型の通知が出来ていない。	10.接種漏れ者への接種機会の提供	区報、HPへの掲載及び医療機関にチラシを配布し、周知を図っている。
		9.海外出生者の転入時の取組	転入者については、保護者からの申し出により予診票を発行しているため、こちらからプッシュ型の通知が出来ていない。		
大田区	91.6	1.個別通知の時期・回数	第1期同様、個別の勧奨通知を年2回実施しているが、接種率91.1%にとどまった。要因については、対象児の保育園等の通園、併せて保護者の就業等の要因も合わせり医療機関への受診機会の減少も一因かと考える。	1.個別通知の時期・回数の見直し	【個別通知】①勧奨時点で未接種に対し個別通知(6月・1月) 【啓発関係】②就学前健診時に啓発チラシの配布(9月) ③実施医療機関及び対象者施設へ啓発ポスターの掲示(10月) ④対象者の該当施設に啓発ポスターの掲示(10月) ⑤入学前説明会時に啓発チラシの配布(R6. 1～3)

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

区市町村名	R4 接種率 (%)	令和4年度実績を受けての課題・要因	課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績	令和5年度取組(予定含む)	取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5取組状況
				2.個別通知の内容	対象者に即した内容の強化及び、チラシからはがきに変更し対象者が内容を一目で把握できるよう修正
世田谷区	92.7	2.個別通知の内容	勧奨通知の内容が古いままで、見直しがされていない。	2.個別通知の内容の見直し	変更なし。
渋谷区	87.4	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入届出時にチラシ(予防接種の一覧)を配付しているのみ、予診票の発行は申し出によるので全員に行き渡らず、課題である。 備考:転入を受け付ける窓口(所管部署)が異なるため、連携に課題がある。	9.海外出生者の転入時の情報提供	資料の翻訳委託費を予算要求済みである。
		9.海外出生者の転入時の取組	転入届出時にチラシ(予防接種の一覧)を配付しているのみ、予診票の発行は申し出によるので全員に行き渡らず、課題である。 備考:転入を受け付ける窓口(所管部署)が異なるため、連携に課題がある。	6.その他情報発信の手段の見直し	今後検討する。
		11.その他 (外国籍の住民への対応)	予診票など各書類の外国語標記をしておらず、案内が不十分であり課題である。		
中野区	97.9	1.個別通知の時期・回数	接種可能時期に個別に予診票を送ることで、忘れず接種することができる。	2.個別通知の内容の見直し	案内文を見やすいように修正した。
杉並区	94.7	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入を受け付ける窓口が異なるため、予診票の手渡しができず課題となっている。 転入の翌月に予診票が必要な方は予診票を取り寄せるようはがきで案内している。3月～5月転入者に対しては予診票を送付。	6.その他情報発信の手段の見直し	SNSでの情報提供を実施した。
豊島区	92.9	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	接種率87.7%である。定量的なデータはないが、接種控えによる接種者減が懸念される。	6.その他情報発信の手段の見直し	令和6年2月頃に配布予定の未接種者宛周知ハガキについて、接種期間等を強調した内容とする予定。
北区	91.7	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入者へ予防接種の接種歴を確認するお尋ねを個別送付し、回答に基づき接種が必要なワクチンについて予診票を個別送付している。	4.その他情報発信の時期・回数を見直し	広報誌やホームページなどを活用して周知を図っていく。就学児健診での接種勧奨チラシの配布、未接種者への勧奨のハガキ送付を継続実施する。
		9.海外出生者の転入時の取組	転入者へ予防接種の接種歴を確認するお尋ねを個別送付し、回答に基づき接種が必要なワクチンについて予診票を個別送付している。		引き続きお尋ねを実施し、必要な個別勧奨を継続していく。就学児健診での接種勧奨チラシの配布、未接種者への勧奨のハガキ送付を継続実施する。
荒川区	95.3	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え		6.その他情報発信の手段の見直し	コロナの流行を受けて接種期限の延長を行っている旨を窓口及びHPで周知していたが、5類移行に伴い年度内で延長対応を終了するため、周知方法に区公式LINE(メールマガジンから変更)、子育てアプリ、区内協力医療機関へのポスター掲示を加え、早期の接種を促した。
板橋区	95.2	5.その他情報発信の内容	MR2期については、毎年1期と比べると接種率が下がる傾向にある。幼年期の予防接種のように様々なワクチンの接種時期が連続しているわけではないので予診票の発行以降も接種勧奨にかかる情報発信を考える必要がある。	5.その他情報発信の内容の見直し	予定通り実行中。現在、予防接種週間にて作成するチラシについて検討中。
練馬区	94.6	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え		9.海外出生者の転入時の情報提供	個別勧奨、転入者案内、幼稚園・保育園・小学校(入学前)での接種勧奨、広報誌での勧奨を継続実施している。
				8.国内の区市町村からの転入者への情報提供	個別勧奨、転入者案内、幼稚園・保育園・小学校(入学前)での接種勧奨、広報誌での勧奨を継続実施している。
足立区	90.7	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入者の予防接種対象者の接種状況については、転入届受理する部署で各保健センター及び保健予防課にて手続きが必要である旨案内している。転入者の予診票発行は、窓口の他、郵送による申請でも受け付けている。年間で転入者数は486件(窓口・郵送申請の転入者全件数)になる。(国内、海外含む) 備考:手続きにお越しにならない方がいる。	8.国内の区市町村からの転入者への取組	例年通り窓口での案内や、予診票発行を行っているだけでなく、令和5年度から区ホームページにオンライン申請フォームを掲載し、予防接種予診票をオンライン申請できるようにした。その結果、転入者が窓口に来なくても予診票の申請ができるようになり、定期および任意公費制度の申請が例年より多いように思う。
		9.海外出生者の転入時の取組	現地母子健康手帳で接種歴を確認及び取得のうえ、必要な予診票を発行している。すでに接種歴がある場合は、日本で同ワクチンの接種を希望するかの意思確認も行ったうえで対応している。年間で転入者数は486件(窓口・郵送申請の転入者全件数)になる。(国内、海外含む) 備考:手続きにお越しにならない方がいる。	9.海外出生者の転入時の取組	例年通り現地母子手帳の確認や、予診票発行、日本での再接種の意思確認等は行っている。令和5年度はそれに加えてオンライン申請によって海外からの転入者の方から申請をいただくことも多くなった。オンライン申請の場合は日本での再接種の意思確認を電話で行い、発行している。
		11.その他 (期限切れに対する任意制度)	期間が一年間しかないため、接種を忘れてしまい期限が切れてしまったと区民から問合せをいただくことがある。期限が過ぎた場合は、任意公費助成制度を利用してもらい、区民の負担なく接種ができるよう取り組んでいる。 備考:任意公費助成制度は定期接種ではないため、定期接種の接種件数に計上できなくなる。	11.その他 (期限切れに対する任意制度)	令和5年度には任意公費助成制度の対象者を「高校3年生程度まで」から「18歳未満まで」に拡大した。これによって大学または専門学校の1年生からの申請が多くあり、任意接種とはいえど、MRワクチンの接種率が上がっていると思われる。
葛飾区	93.9	8.国内の区市町村からの転入者への取組	保護者から予診票の発行依頼等があった際にMRの接種歴を母子手帳から確認しているが、保護者から依頼が無い場合は接種歴を把握することができない。転入手続きの窓口で転入者向けのお知らせを配布し、予診票発行の案内をしている。MR2期を逃している場合は、区単独の任意予防接種でフォローしている。		①接種勧奨ポスターを作成し、区内医療機関及び区内幼稚園・保育園等に配布、掲示を依頼(7月) ②区内幼稚園保育園等に在籍する対象者の保護者あてに接種勧奨チラシを作成し配布(7月) ③就学時健診時に接種勧奨チラシを作成し配布(10月・11月) ④区ホームページに定期接種・任意接種の案内を掲載(通年)
		9.海外出生者の転入時の取組	保護者から予診票の発行依頼等があった際に、海外でのMRの接種歴を証明書や母子手帳から確認しているが、保護者から依頼が無い場合は接種歴を把握することができない。転入手続きの窓口で転入者向けのお知らせを配布し、予診票発行の案内をしている。MR2期を逃している場合は、区単独の任意予防接種でフォローしている。		
		11.その他 (接種率低下の理由)	不明	11.その他 (令和5年度予定)	
江戸川区	94.3	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	定量的なデータはないが、接種控えに対する懸念ではないかと推測する。	2.個別通知の内容の見直し	個別通知の内容を検討中

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

区市町村名	R4 接種率 (%)	令和4年度実績を受けての課題・要因	課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績	令和5年度の実組(予定含む)	取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5取組状況
八王子市	96.0	1.個別通知の時期・回数	新たに接種対象となる4月と4か月後に接種期間が終了となる12月に個別通知を送付しているため。		R4実績と同様に個別通知及び勧奨通知を実施
立川市	92.5	4.その他情報発信の時期・回数	例年より広報掲載回数が少なくなかったため、周知不足が考えられる	4.その他情報発信の時期・回数の見直し	・国内の区市町村からの転入者、国外からの転入者への取り組みにおいて転入の翌月にをお知らせを郵送。 接種履歴確認依頼と同時に予診票発行申請を促す取り組みを実施。 ・広報で年間3回の勧奨通知を行う。 ・年度終わりに未接種者を抽出の上、はがきによる勧奨を行う。
武蔵野市	91.3	1.個別通知の時期・回数 8.国内の区市町村からの転入者への取組	未接種者への勧奨ハガキを送付したことで、95%には届かなかったが接種率の回復を図ることができた。 転入時に市民課窓口で予防接種全体に関する案内を配付しているが、個別通知は行っていないため、申請がない場合は予診票送付ができていない。 特に第2期対象者は保健センターで関わる機会がないため、申請がない場合の接種履歴の把握が難しい。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供	転入者への効果的な案内方法について、さらに検討が必要。 引き続き、接種勧奨はがきやホームページ等で広報を行い、予診票や予防接種実施依頼書の発行申請があった際は、母子手帳を確認し接種漏れがないよう注意する。
三鷹市	94.8	2.個別通知の内容	個別に送付する勧奨チラシの文言やデザインをほとんど見直しておらず、個別通知の効果が十分出せていないのではという懸念がある。	2.個別通知の内容の見直し	勧奨チラシの文面について、R5年度は都内で3年ぶりに麻しん感染者が確認されたことなど時事情報も盛り込み、予防接種の重要性をより強く訴えられるよう工夫した。
青梅市	94.1	1.個別通知の時期・回数	令和4年度は10月に未接種者への勧奨を行ったが、接種期間の終期まで余裕を持たせすぎたためか目標の接種率まで達することができなかった。	1.個別通知の時期・回数の見直し 5.その他情報発信の内容の見直し	令和6年1月に接種再勧奨はがき送付予定。 就学時検診の際配布するチラシの内容を見直し、予診票再発行フォームへのQRコードによる案内を行い、予診票を紛失してしまい接種できない方が来所しなくても予診票を受け取れるようにした。
府中市	94.3	8.国内の区市町村からの転入者への取組 9.海外出生者の転入時の取組 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	転入者の予防接種対象者については転入届受理後、乳児医療証を担当する部署で、予防接種予診票の入手方法を記載した案内を配布している。接種の開始時期が近づいたら予診票を一斉発送しているため、一斉発送の対象時期を過ぎている場合は、当課の窓口にて予診票を手渡すか個別に郵送、または医療機関に予備があればそちらを使用してもらっている。 転入者の予防接種対象者については転入届受理後、乳児医療証を担当する部署で、予防接種予診票の入手方法を記載した案内を配布している。接種の開始時期が近づいたら予診票を一斉発送しているため、一斉発送の対象時期を過ぎている場合は、当課の窓口にて予診票を手渡すか個別に郵送、または医療機関に予備があればそちらを使用してもらっている。 新型コロナウイルス感染症の流行以前より、令和4年度の接種率は低かった。95%以上の接種率達成に向けて、救済制度や延長制度等の周知と勧奨を継続して実施していく。	11.その他 (外国籍の住民への対応) 10.接種漏れ者への接種機会の提供 11.その他 (未接種者の確認及び勧奨)	令和5年の取組予定計画を着実に実施している。また令和4年度も実施した周知の機会の提供を継続し、転入者や外国からの転入者にも、窓口や府中市ホームページ、予防接種モバイルサービスを通じて周知と勧奨の機会を増やしている。
昭島市	95.2	1.個別通知の時期・回数	接種対象年度となる前の3月に初回の通知を、接種対象年度の1月に再通知を行っているが、1期の接種率が98%であるのに対し、2期の接種率は92%にとどまっている。	1.個別通知の時期・回数の見直し	打ち忘れを防ぐため未接種者に個別で勧奨通知を送付するかつ、余裕のある接種スケジュールとなるよう送付時期を1月から9月に早めた。
調布市	94.1	11.その他 (要因は不明)	対象者へは個別通知を行い、例年1月には未接種者への勧奨通知を行っている。また、市報等による広報も行っており、第2期の接種率が95%未満の直接の原因は不明である。ただし、法定外で接種をされる方もいるため、法定外接種による助成の取組を継続していく。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 9.海外出生者の転入時の情報提供	毎月の定例発送の抽出日において把握できなかった転入者を別途抽出し、個別発送を行っている。 毎月の定例発送の抽出日において把握できなかった転入者を別途抽出し、個別発送を行っている。
町田市	95.5	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	定量的なデータはないが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控えが考えられる。	2.個別通知の内容の見直し	封を切らなくても内容が目に入るよう、再勧奨通知をハガキにした。
小金井市	93.5	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	令和3年の94.6%から約3%の減となった。コロナによる接種控えがあったのではないかと推測している。	11.その他 ()	12月末時点で未接種の人を対象に接種勧奨のはがきを発送する予定としている。
小平市	91.7	8.国内の区市町村からの転入者への取組 9.海外出生者の転入時の取組	転入届を受理する部署で、予防接種の交付申請書を渡している。 申請がない限り、予診票を渡す術がない。 上記と同じ		転入や紛失等の予診票発行は、窓口、郵送申請、電話、子育てアプリから受け付けている。
日野市	93.8	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え	対象者のコロナウイルス感染症の流行による外出の自粛など	2.個別通知の内容の見直し	4月に個別勧奨通知を発送のほか、広報・HPIにて周知
東村山市	91.1	4.その他情報発信の時期・回数	接種率の上昇には年度末に再々勧奨を行った影響があると考えている。	6.その他情報発信の手段の見直し	例年通り個別通知による再勧奨や就学時健診時の周知を行っている他、再々勧奨については1月までの実績が確認でき次第速やかに実施する。
国分寺市	93.0	2.個別通知の内容	十分な回数、通知の発信をしているが、接種率が向上しないため、内容に問題がある可能性があると考えられる。	6.その他情報発信の手段の見直し 2.個別通知の内容の見直し	スマートフォンアプリで、未接種の情報配信を2月頃に行う予定である。また、市内保育園・幼稚園へ、2月頃に未接種者への案内を依頼する予定である。 1月に再勧奨を予定しており、内容を検討中である。
国立市	89.5	8.国内の区市町村からの転入者への取組 9.海外出生者の転入時の取組	転入者には転入の手続きの後、子育て支援部署への案内を行っており、必要な周知は行っている。一方で、窓口時間外の転入手続きや転入届を提出しない方、郵送で提出の方、などで提出の方に関しては子育て支援施策の周知が充分に行われない可能性があり課題となっている。 海外で接種した海外製のワクチンは統計に入れることができないため、接種率低下の遠因となっている。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供	転入者の照らし合わせについては、未実施である。

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

区市町村名	R4 接種率 (%)	令和4年度実績を受けての課題・要因	課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績	令和5年度の実施(予定含む)	取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5取組状況
福生市	93.6				令和4年度と同様の情報発信等を実施(広報、はがき、ホームページでの周知)
狛江市	92.4	9.海外出生者の転入時の取組	住民票のある方へは予診票を送付。読み書きが困難な方への周知が課題	1.個別通知の時期・回数を見直し	上半期の接種率が昨年度とほぼ変わらないため、接種勧奨を行う。
東大和市	99.9	1.個別通知の時期・回数	東大和市では、予診票を標準的な接種期間開始時期(小学校に入学する前年度の1年前)の4月に合わせて、予診票を送付し、毎年1月頃(3月末で接種期限が切れるその2か月前を目安)に、勧奨はがきを送付し、接種期間を逃さないよう対応した。 備考:令和4年度の接種率95.1%であった。(達成)	1.個別通知の時期・回数を見直し	麻しん風しん定期接種第2期については、接種率が95パーセント以上を保持できているので、引き続き、令和4年度と同様の予診票と勧奨はがきを送付し、接種期間を逃さないよう対応していく。
		8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をし、予防接種主管課では、母子手帳等で済ませた接種履歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行した。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付した。	2.個別通知の内容の見直し	紛失、転入等で予診票の再発行が必要な場合、オンラインで申請することで、市から予診票を郵送する。
		9.海外出生者の転入時の取組	転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をし、予防接種主管課では、母子手帳等で済ませた接種履歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行した。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付した。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供	R4年度に引き続き、転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をしている。予防接種主管課では、母子手帳等で済ませた接種履歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行している。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付している。
				9.海外出生者の転入時の情報提供	R4年度に引き続き、転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をしている。予防接種主管課では、母子手帳等で済ませた接種履歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行している。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付している。
清瀬市	97.0	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。	9.海外出生者の転入時の情報提供	転入者については、「らくらく窓口きよせ」という窓口申請をワンストップで行うサービスを令和5年11月に全庁的に導入した際に、接種履歴の把握や予診票の差し替え等を転入手続きの一つとして盛り込んだ。そのため、システム導入前と比べてより一層漏れなく予診票の送付とご案内行えるようになった。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防いでいる。さらに、海外出生者が転入された際は、海外での接種履歴をもとに必要な予診票のお渡しとご案内を行っている。その際、必要に応じて翻訳機を利用したご案内を行っている。
		9.海外出生者の転入時の取組	転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。	6.その他情報発信の手段の見直し	令和6年3月に「子どもの予防接種週間」について市報とホームページにて発信予定。
				11.その他 (未接種者に対する勧奨個別通知・就学時健診にてMR2期の勧奨案内を同封)	対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで、未接種での年齢超過を防いでいる。また、9月に各学区校の就学時健診に合わせてMR2期の勧奨文を同封した。
東久留米市	94.5	2.個別通知の内容	接種期限を強調する	1.個別通知の時期・回数を見直し	4月に一斉個別通知、9月に学務課と協同で就学時前健診の案内に同封、2月に1月末日までの未接種者対象に個別通知の発送と年3回行っていたが、今年度は接種率向上に向けて11月末日までの未接種者への個別通知を12月に1回増やし年4回とした。また、接種勧奨の記事を毎月市報に掲載している。
				2.個別通知の内容の見直し	12月の個別通知について。封書では開封してもらえない可能性を考慮し、ハガキによる勧奨通知を送付した。
武蔵村山市	94.9	1.個別通知の時期・回数	未接種者に対し12月に勧奨通知を行ったが、対象から外れてしまった4月以降に麻しん風しん定期接種第2期の問合せが数件あった。	1.個別通知の時期・回数を見直し	10月末時点での未接種者に対し、12月中旬に勧奨通知(個別)を行った。また、子ども子育て応援ナビ(アプリ)のお知らせ機能を活用し、麻しん・風しん定期接種についてお知らせした(10月)。
多摩市	96.0	8.国内の区市町村からの転入者への取組	前住地での接種件数を加算していないため	5.その他情報発信の内容の見直し	公式ラインによる情報発信を実施した。
		9.海外出生者の転入時の取組	前住地での接種件数を加算していないため	6.その他情報発信の手段の見直し	
稲城市	92.6	8.国内の区市町村からの転入者への取組	保護者から依頼があれば、母子手帳確認後に渡している。	9.海外出生者の転入時の情報提供	現行どおり、予防接種に関する情報提供を行っている。
		9.海外出生者の転入時の取組	保護者から依頼があれば、母子手帳確認後に渡している。	4.その他情報発信の時期・回数を見直し	麻しんの流行もあり、広報掲載回数を増やした。
羽村市	96.4	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入者へは、転入届を受理する部署で、必要な手続き(一覧表)について案内している。多くの方はそれを確認し、予診票の受け取りに来所されるが、来所されない方については、未接種で1月に勧奨はがきを送付するまでは特に何もしていない。		
		9.海外出生者の転入時の取組	第1期と同じ。		
		6.その他情報発信の手段	第1期と同じ。	6.その他情報発信の手段の見直し	市公式サイトでMRの個別ページを掲載、広報R5.7.15号掲載済、R6.2.1号で掲載予定、メール配信サービスで子育てカテゴリの登録のある対象者へメール配信、R6.1月末にMR2期末接種者へ個別に勧奨通知予定
あきる野市	92.6	1.個別通知の時期・回数	第2期の接種年齢が、小学校入学前1年間という時期のため、第1期に比べると保育園・幼稚園に通っているなど、接種を受けにくい状況があると考えます。		市広報紙での周知や、2期は年度内に個別勧奨を3回実施済みで、4回目も2月に実施し、接種率の向上のための周知を図っている。
		5.その他情報発信の内容	市広報等で周知した。	5.その他情報発信の内容の見直し	
西東京市	93.6	1.個別通知の時期・回数	3歳頃までは予防接種に対する意識が高いのではないかと	10.接種漏れ者への接種機会の提供	未接種者に対し、11月末に勧奨はがきを発送。小学校就学時健康診断の際に予防接種のお知らせ(MR2期)を配布。未接種者を対象にした一部補助。

2. 麻疹風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻疹風しん予防接種第2期

区市町村名	R4 接種率 (%)	令和4年度実績を受けての課題・要因	課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績	令和5年度の実組(予定含む)	取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5取組状況
		3.個別通知の手段	これまで行っていなかった、2歳相談会案内への同封を行ったことにより、接種漏れに気付いてもらうことができたのではないかと。		
瑞穂町	88.5	5.その他情報発信の内容	令和4年度当初に予診票を送付した対象者のうち、未接種者(1月時点)に接種勧奨はがきを送付した。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 9.海外出生者の転入時の情報提供	令和5年度当初に予診票を送付した対象者のうち、未接種者(1月時点)に接種勧奨はがきを送付する予定。転入時の接種記録の確認を行う際に、未接種の場合は予診票を渡し接種勧奨を行った。
日の出町	86.2	1.個別通知の時期・回数	一昨年の状況を受け勧奨回数増加したが目標に至らず	6.その他情報発信の手段の見直し	1月に再勧奨通知および、広報、メールを集中的に発信する。
檜原村	57.1	11.その他(接種拒否者への対応)	母数が少なく、予防接種および接種勧奨自体を拒否する住民が一定数いるため、接種率が低迷している。	2.個別通知の内容の見直し	例年同様、対象者全員に個別勧奨通知を送付したが、内容の見直しは行うことができなかった。
奥多摩町	100.0		接種率100%		4月の通知と問診表郵送、7月の受診勧奨文通知発送済。
大島町	97.7	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入時の予防接種歴を確認できるよう、転入手続き後母子手帳など接種歴を確認。他部署にも担当課へ案内してもらうよう協力依頼する。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供	該当者には個別勧奨通知を送付し、ほとんどが接種済みであるが、接種を希望しない方や接種できる日程が少なく、決まった日時のみであるため、接種のタイミングを逃していることも接種率低下に影響している。
利島村	100.0	7.管内医療機関での接種日や受付時間の拡大	小離島であり子供の人数が少ないため個別把握ができるため、案内等も直接行えるのでワクチン接種率は100%である。一方で診療所が1か所しかないため、接種日や時間が限られていることが課題である。	8.国内の区市町村からの転入者への情報提供	転入者のワクチン接種の把握を個別で行った。また今年度はMRの対象者がいなかったが、来年度は数名接種予定者がいるので個別勧奨を継続し、接種率100%を継続する。
新島村	87.5	11.その他(特に無し)	個別確認を実施し、接種率100%を継続する。	11.その他(個別通知の継続)	第2期対象者は、全員に6月に接種案内を郵送し、ほぼ接種を完了している。
神津島村	100.0	11.その他()	ワクチンの接種を希望しない方がいるため		
三宅村	100.0	4.その他情報発信の時期・回数	対象期間内の年明け時点で未接種者の方に電話連絡での勧奨をする。		
御蔵島村	100.0	10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え		10.接種漏れ者への接種機会の提供	医療機関と連携し未接種者(保護者)来院時に接種を推奨している
八丈町	98.3				
青ヶ島村	100.0	11.その他(現状維持)	令和4年度実績は、対象者1名に対し実施0名。対象者数が少ないため全数に対し保健師が面談して予防接種勧奨等もを行っている。	11.その他(現状維持)	保健師による全数面接と、接種勧奨を継続
小笠原村	100.0	8.国内の区市町村からの転入者への取組	転入者の予防接種の実施状況については面接を実施し、母子手帳にて確認している。	11.その他()	例年同様に対象者に個別通知を発送した。
		9.海外出生者の転入時の取組	海外出生者に関しても面接を行い、母子手帳等で接種記録を確認している。		